

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市町並み景観整備支援事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡の相川地区に残る歴史的な町並み景観の保存と活用を目的に、歴史的建造物（佐渡市重要文化的景観整備事業の対象外となるものを含む）の修復等に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	相川地区の歴史的建造物（要綱で規定）の修復及び活用を目的とする法人若しくは団体又は個人
補助対象経費	内部改装、外観修復
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>上限100万、下限5万</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>1/2</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>事業採択件数5件程度</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>算出不可</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>歴史的建造物を適切に保存し、その活用を促進することで空家や歴史的建造物の解体を抑制し、町並み景観を保存することを目的としているため、費用対効果の数値化は困難である。なお、事業の二義的效果として、地域の住環境の維持や工事請負業者等に対する経済効果が期待される。</p>
補助制度開始	令和2年4月1日
見直し時期	令和4年9月30日
補助終期	<p>令和5年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>年1回公募（ホームページ・チラシ）。成果等の情報については、個人情報に係るため、所有者等の同意が得られた場合のみ公表する。</p>
事業担当 (担当部署) (電話番号)	<p>観光振興部 世界遺産推進課 世界遺産保存係</p> <p>0259-74-2215</p>